開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月10日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第25号

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 １～９　（略） （給料月額の特例） 10　令和８年４月１日から同年９月30日までの町長の給料月額は、第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の80を乗じて得た額とする。 11 令和８年10月１日から令和９年３月31日までの町長の給料月額は、第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の70を乗じて得た額とする。 12 令和８年10月１日から令和９年３月31日までの副町長の給料月額は、第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。	附　則 １～９　（略） （給料月額の特例） 10　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの町長の給料月額は、第２条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の80を乗じて得た額とする。 （新設） （新設）

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。